

協会員に対する処分及び勧告について

2024年9月18日

日本証券業協会

本協会は、本日、下記のとおり、法令等違反の事実が認められた協会員に対し、定款第33条において準用する同第28条第1項の規定に基づく処分及び同第33条において準用する同第29条の規定に基づく勧告を行いました。

記

○ 株式会社三菱UFJ銀行

1. 事実関係

(1) 銀証間における不適切な顧客情報の共有等

ア 銀証間における不適切な顧客情報の共有等

金融商品取引法第44条の3第1項第4号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号において、有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る）は、当該金融商品取引業者又はその親法人等若しくは子法人等による非公開情報の提供について、あらかじめ発行者等の書面又は電磁的記録による同意がある場合等を除き、当該金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等と当該発行者等に関する非公開情報を受領又は提供してはならないとされている。

しかしながら、当社の役職員は、親法人等である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「MUMSS」という。）との間において、法人顧客から情報共有を禁止されていること又は情報共有の同意を得ていないことを認識しながら、当該法人顧客に関する非公開情報の授受を少なくとも10回にわたって行っていた。なお、一部の非公開情報の提供に関しては、当社専務執行役員（当時）自らも提供している状況も認められた。

(主な事例1)

A社株式の売出しに関する非公開情報について、A社は役員自らが、当社に対し、MUMSS及びモルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社の2社（以下、当該2社を総称して「系列証券会社」という。）への情報提供の禁止を再三伝達していた。しかしながら、

当社専務執行役員（当時）は、当該情報提供が禁止されていることを認識していたにもかかわらず、系列証券会社が当該売出しにおける主幹事としてのポジションを獲得するため、当該売出しの実行時期、金額、方法等に関する情報を MUMSS に提供した。

当社代表取締役（当時）は、不適切な情報提供が行われている可能性があることを認識したものの、当該専務執行役員から A 社役員との間で事実上の黙認が成立している旨の報告を受け、違法性のある行為ではなかったと誤認したとしている。そのため、当該専務執行役員に対してそれ以上の詳細な事実関係の確認を行っておらず、内部管理統括責任者をはじめとしたコンプライアンス部署に一切の連絡を行わないなど、特段の対応を指示しなかった。このため、当社は、本件について適切な是正措置を講じていなかった。

なお、当該専務執行役員と A 社役員との間で、実際は、黙認が成立していなかった。

（主な事例 2）

B 社が予定していた企業買収に際し、買収資金に係る融資契約の締結に向けた交渉過程で B 社より伝えられた本件買収の実施予定に関する非公開情報について、当社行員は、B 社から本件買収にかかる秘密保持契約の取り交わしを求められ、秘密保持契約を交わしたにもかかわらず、B 社の意思に反し、MUMSS に非公開情報を提供した。

イ 法人関係情報の管理態勢不備等

金融商品取引法第 40 条第 2 号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 5 号において、登録金融機関は、法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなくてはならないとされている。

しかしながら、上記アのとおり、当社の役職員は、MUMSS との間で不適切な法人関係情報の授受を少なくとも 10 回にわたって行っていた。

また、社内規程に基づく適切な管理を行わないなど、法人関係情報の不適切な管理も少なくとも 11 件認められた。

このほか、当社行員は配偶者名義で開設した証券口座を利用し、2018 年 7 月から 2023 年 11 月までの間、専ら投機的利益の追求を目的として、勤務時間中の発注を含め、主に信用取引により短期間での同一銘柄反対売買を行う手法により、自己の計算に基づく有価証券の売買を多数回（約 5000 回、約 20 億円）にわたり行っており、このうち少なくとも 4 銘柄の売買については、職務上知り得た法人関係情報に基づく不適切な有価証券の売買であった。なお、当該行員が所属していた部署は、法人関係情報を用いて業務を行う部署ではあるものの、Need to Know 原則（顧客等に関する情報へのアクセス及びその利用は業務遂行上の必要性のある役職員に限定されるべきという原則）に反し、本来、法人関係情報を知る必要のない行員に対しても法人関係情報が広く伝達されている

状況にあった。

上記ア、イの行為等は、当社役職員が、銀証間で情報の授受を行ってはならないことを認識しながら、案件獲得という当社及び系列証券会社の利益を優先したものであり、当社専務執行役員自らが非公開情報を提供している状況及び当社代表取締役も不適切な情報提供があった可能性を認識している状況が認められるなど、銀証連携ビジネスの推進にあたり、当社として法令等遵守意識が希薄であることに起因するものであり、当社においては法令等遵守態勢に不備があるものと認められる。

(2) 登録金融機関による有価証券関連業の禁止

金融商品取引法第 33 条第 1 項において、登録金融機関は有価証券の引受業務などの有価証券関連業を行ってはならないとされている。

しかしながら、当社は、有価証券の引受等に関し、上場会社等に対して、系列証券会社を引受先や割当先とするよう交渉及び勧誘する行為を少なくとも 28 回にわたって行った。当該行為は、証券取引等監視委員会検査での指摘を受けるまで多数の部署において広く継続的に行われていた。

なお、上記不適切勧誘の一部に関しては、当社の営業部店から当社代表取締役（当時）に対して、当社関与により MUMSS の案件獲得に至った旨の報告がなされており、当該代表取締役においても不適切な勧誘行為が行われていることを認識している状況も認められた。

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（以下「MUFG」という。）は 2018 年に策定した中期経営計画において、グループ収益の最大化を目指す施策を打ち立てており、その一環として、当社の収益目標についても、従来のグループ連携収益と銀行収益の 2 本柱の目標から銀行収益を含むグループ収益に 1 本化されている。このため、行員の業績評価においても、MUMSS に対して顧客ニーズの連携（案件紹介）を行い、系列証券会社で成約に至り収益計上された利益金額が、当社の行員の営業実績にも反映される仕組みとなっていた。

このような状況のもと、当社の多数の部署において不適切勧誘が行われることとなり、一部営業店の行員においては、銀行収益と系列証券会社収益を比較して、系列証券会社収益の方が大きい場合には系列証券会社の契約を獲得する方が収益目標額との関係でも利点が多いと考えたうえで行動している状況も確認された。

(主な事例 1)

C 社の社債発行に関し、MUMSS の提案内容が他社に劣後している状況を把握した当社は、C 社に対して、MUMSS の引受シェアが全くないと厳しいため、MUFG として MUMSS を

主幹事とし、引受シェアを与えてもらえるよう交渉を繰り返し行った。しかしながら、C社からMUMSSに引受シェアを与えない方針があらためて伝えられたことから、当社は、同時期に当社とC社の間で折衝していた融資条件から金利スプレッドの引下げ、弁護士費用及び担保を免除する一方、MUMSSの引受シェアを得られるよう交渉を行った。その結果、MUMSSは幹事に指名され引受シェアを得られることとなった。

このほか、当社はC社に関する別の社債発行に際しても同様の交渉を行い、MUMSSが主幹事に指名されているが、その際、当社の営業部店から当社代表取締役（当時）に対して、当社が何度もC社に対してMUMSSの引受交渉に関与した結果がMUMSSの契約に結びついた旨の報告がなされていた。

（主な事例2）

当社はD社から期間10年の融資要望を受けていた。同時期に予定されていたD社の公募増資に関し、当社の関連部署間において、期間10年で融資する取組意義は証券取引の拡大である旨の議論が行われた結果、当社はD社に対して、期間10年の融資をする条件として系列証券会社の引受シェアを引き上げてほしい旨の抱き合わせ勧誘を行った。

D社が、当社に引受シェアを引き上げなかった場合、今後の当社との融資に影響が生じるのではないかと危惧している旨の懸念を伝えると、当社は、仮に系列証券会社の引受シェアの引き上げがない場合、貸出金額の変更こそしないが、貸出期間については短縮する意向である旨を伝達した。

上記のような状況は、当社経営陣において、MUFGがグループ会社間の営業連携やこれに伴うグループ収益の拡大を掲げる中で、当社行員がグループ収益の確保に向けて、法令で禁止されている引受交渉等に自ら関与するリスクの認識が希薄であったことにより発生したものと認められる。

上記（1）（2）の行為は、グループ連携に係る適正な内部管理態勢を構築・運用する責務を負っている経営陣が、その責務に照らして求められるべき認識を持たず、上記の不適切行為の発生を未然に防止するために必要な内部管理態勢を構築していないなど、経営陣によるガバナンスが十分に発揮されていないことに起因するものであり、当社においては、適切な業務運営を確保するための経営管理態勢に不備があるものと認められる。

2. 法令等適用

上記1.（1）のような状況は、金融商品取引法第40条第2号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第5号に該当するものと認められる。また、当社行員

における専ら投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買は、金融商品取引法第38条第9号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第12号に該当するものと認められる。

また、上記1.(2)の行為は、登録金融機関による有価証券関連業を禁止する金融商品取引法第33条第1項に違反するものと認められる。

したがって、上記1.について、定款第33条において準用する同第28条第1項第3号及び同項第4号に該当すると認められる。

3. 処分及び勧告の内容

以上のことから、株式会社三菱UFJ銀行に対し、次のとおり処分及び勧告を行った。

(1) 定款第33条において準用する同第28条第1項の規定に基づく処分

過怠金の賦課2億5,000万円

(2) 定款第33条において準用する同第29条の規定に基づく勧告

① 本件に関して、業務の健全かつ適切な運営を確保するため、本件に係る根本的な発生原因の分析に基づき、再発防止に向けて、経営管理態勢並びに銀証連携に係る法令等遵守態勢及び顧客情報管理態勢を含む内部管理態勢の強化を含む実効性のある業務改善計画を着実に実施すること。

② 上記について、その実施状況を書面で報告すること。

4. その他

当社は、本件について、2024年6月24日、業務改善命令の行政処分を受けている。

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先：規律審査部（TEL. 03-6665-6778）